

議案第 3 号

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正
する規則

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 0 日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

(提案説明)

教育指導課にて会計年度任用職員を任用するため、新たに「職」を設定する。
職の設定にあたり、設置に関する規則を改正する必要があるため、本案を提出す
る。

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則(令和元年10月世田谷区教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

学級経営支援教員	1 区立小学校における教員の学級経営に係る巡回指導に關すること。 2 区立小学校における児童の授業等の指導、進路指導、生活指導その他の教育に係る指導に關すること。 3 区立小学校における一時的な欠員代替業務に關すること。 4 前3号に掲げるもののほか、委員会が区立小学校における教員の学級経営の支援の必要があると認めたこと。
三宿中学校夜間学級支援教員	区立三宿中学校における夜間学級業務の支援に關すること。

別表第2に次のように加える。

学級経営支援教員	別表第1に掲げる学級経営支援教員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
三宿中学校夜間学級支援教員	別表第1に掲げる三宿中学校夜間学級支援教員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則 令和元年10月31日世教委規則第15号 改正 令和元年11月29日世教委規則第16号 令和元年12月13日世教委規則第18号 令和元年12月27日世教委規則第23号 令和2年1月17日世教委規則第1号 令和2年1月31日世教委規則第3号 令和2年2月10日世教委規則第6号 令和2年3月24日世教委規則第10号 令和3年12月8日世教委規則第14号 令和4年1月28日世教委規則第1号 令和5年11月10日世教委規則第19号 令和5年12月1日世教委規則第21号 令和6年1月26日世教委規則第1号 令和6年2月9日世教委規則第2号 <u>令和7年2月10日世教委規則第 号</u> 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則 (目的) 第1条 この規則は、世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）に必要な地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「職員」という。）の設置について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第6条に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。 (職及び職務)	○世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則 令和元年10月31日世教委規則第15号 改正 令和元年11月29日世教委規則第16号 令和元年12月13日世教委規則第18号 令和元年12月27日世教委規則第23号 令和2年1月17日世教委規則第1号 令和2年1月31日世教委規則第3号 令和2年2月10日世教委規則第6号 令和2年3月24日世教委規則第10号 令和3年12月8日世教委規則第14号 令和4年1月28日世教委規則第1号 令和5年11月10日世教委規則第19号 令和5年12月1日世教委規則第21号 令和6年1月26日世教委規則第1号 令和6年2月9日世教委規則第2号 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則 (目的) 第1条 この規則は、世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）に必要な地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「職員」という。）の設置について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第6条に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。 (職及び職務)

改正後	改正前
第2条 職員の職及び職務は、別表第1のとおりとする。 (任命) 第3条 職員は、別表第2の左欄に掲げる職の区分に応じ、同表の右欄に掲げる資格等を有する者のうちから委員会が任命する。 (委任) 第4条 この規則に定めるもののほか、職員の設置に関し必要な事項は、世田谷区教育委員会教育長が別に定める。 附 則 この規則は、令和2年4月1日から施行する。 附 則 (令和元年11月29日世教委規則第16号) この規則は、令和2年4月1日から施行する。 附 則 (令和元年12月13日世教委規則第18号) この規則は、令和2年4月1日から施行する。 附 則 (令和元年12月27日世教委規則第23号) この規則は、令和2年4月1日から施行する。 附 則 (令和2年1月17日世教委規則第1号) この規則は、令和2年4月1日から施行する。 附 則 (令和2年1月31日世教委規則第3号) この規則は、令和2年4月1日から施行する。 附 則 (令和2年2月10日世教委規則第6号) この規則は、令和2年4月1日から施行する。 附 則 (令和2年3月24日世教委規則第10号) この規則は、令和2年4月1日から施行する。 附 則 (令和3年12月8日世教委規則第14号) この規則は、令和4年1月1日から施行する。 附 則 (令和4年1月28日世教委規則第1号) この規則は、令和4年4月1日から施行する。 附 則 (令和5年11月10日世教委規則第19号)	第2条 職員の職及び職務は、別表第1のとおりとする。 (任命) 第3条 職員は、別表第2の左欄に掲げる職の区分に応じ、同表の右欄に掲げる資格等を有する者のうちから委員会が任命する。 (委任) 第4条 この規則に定めるもののほか、職員の設置に関し必要な事項は、世田谷区教育委員会教育長が別に定める。 附 則 この規則は、令和2年4月1日から施行する。 附 則 (令和元年11月29日世教委規則第16号) この規則は、令和2年4月1日から施行する。 附 則 (令和元年12月13日世教委規則第18号) この規則は、令和2年4月1日から施行する。 附 則 (令和元年12月27日世教委規則第23号) この規則は、令和2年4月1日から施行する。 附 則 (令和2年1月17日世教委規則第1号) この規則は、令和2年4月1日から施行する。 附 則 (令和2年1月31日世教委規則第3号) この規則は、令和2年4月1日から施行する。 附 則 (令和2年2月10日世教委規則第6号) この規則は、令和2年4月1日から施行する。 附 則 (令和2年3月24日世教委規則第10号) この規則は、令和2年4月1日から施行する。 附 則 (令和3年12月8日世教委規則第14号) この規則は、令和4年1月1日から施行する。 附 則 (令和4年1月28日世教委規則第1号) この規則は、令和4年4月1日から施行する。 附 則 (令和5年11月10日世教委規則第19号)

改正後	改正前																				
この規則は、令和6年4月1日から施行する。 附 則（令和5年12月1日世教委規則第21号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和6年1月26日世教委規則第1号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和6年2月9日世教委規則第2号） この規則は、令和6年4月1日から施行する。 <u>附 則（令和7年2月10日世教委規則第 号）</u> <u>この規則は、令和7年4月1日から施行する。</u>	この規則は、令和6年4月1日から施行する。 附 則（令和5年12月1日世教委規則第21号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和6年1月26日世教委規則第1号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和6年2月9日世教委規則第2号） この規則は、令和6年4月1日から施行する。																				
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th><th>職務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スクールカウンセラー</td><td>区立の小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。</td></tr> <tr> <td>学校包括支援員</td><td> 1 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。 2 区立の小・中学校における生活指導上必要な相談及び援助に関すること。 3 児童及び生徒の生活指導に関する情報の収集に関すること。 </td></tr> <tr> <td>心理教育相談員</td><td> 1 幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関すること。 2 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。 3 区立の小・中学校における特別支援教育への支援に関すること。 </td></tr> <tr> <td>教育相談員</td><td>1 幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関</td></tr> </tbody> </table>	職	職務	スクールカウンセラー	区立の小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。	学校包括支援員	1 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。 2 区立の小・中学校における生活指導上必要な相談及び援助に関すること。 3 児童及び生徒の生活指導に関する情報の収集に関すること。	心理教育相談員	1 幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関すること。 2 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。 3 区立の小・中学校における特別支援教育への支援に関すること。	教育相談員	1 幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th><th>職務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スクールカウンセラー</td><td>区立の小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。</td></tr> <tr> <td>学校包括支援員</td><td> 1 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。 2 区立の小・中学校における生活指導上必要な相談及び援助に関すること。 3 児童及び生徒の生活指導に関する情報の収集に関すること。 </td></tr> <tr> <td>心理教育相談員</td><td> 1 幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関すること。 2 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。 3 区立の小・中学校における特別支援教育への支援に関すること。 </td></tr> <tr> <td>教育相談員</td><td>1 幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関</td></tr> </tbody> </table>	職	職務	スクールカウンセラー	区立の小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。	学校包括支援員	1 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。 2 区立の小・中学校における生活指導上必要な相談及び援助に関すること。 3 児童及び生徒の生活指導に関する情報の収集に関すること。	心理教育相談員	1 幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関すること。 2 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。 3 区立の小・中学校における特別支援教育への支援に関すること。	教育相談員	1 幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関
職	職務																				
スクールカウンセラー	区立の小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。																				
学校包括支援員	1 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。 2 区立の小・中学校における生活指導上必要な相談及び援助に関すること。 3 児童及び生徒の生活指導に関する情報の収集に関すること。																				
心理教育相談員	1 幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関すること。 2 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。 3 区立の小・中学校における特別支援教育への支援に関すること。																				
教育相談員	1 幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関																				
職	職務																				
スクールカウンセラー	区立の小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。																				
学校包括支援員	1 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。 2 区立の小・中学校における生活指導上必要な相談及び援助に関すること。 3 児童及び生徒の生活指導に関する情報の収集に関すること。																				
心理教育相談員	1 幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関すること。 2 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。 3 区立の小・中学校における特別支援教育への支援に関すること。																				
教育相談員	1 幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関																				

改正後				改正前			
		すること。 2 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。				すること。 2 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。	
伝統工芸指導員		伝統工芸（紙すき、木工及び陶芸をいう。）の指導等に関すること。		伝統工芸指導員		伝統工芸（紙すき、木工及び陶芸をいう。）の指導等に関すること。	
河口湖林間学園管理補助員		1 河口湖林間学園の管理補助に関すること。 2 河口湖移動教室等の運営補助に関すること。 3 前2号に掲げるもののほか、委員会が河口湖林間学園の管理運営上必要と認めたこと。		河口湖林間学園管理補助員		1 河口湖林間学園の管理補助に関すること。 2 河口湖移動教室等の運営補助に関すること。 3 前2号に掲げるもののほか、委員会が河口湖林間学園の管理運営上必要と認めたこと。	
学校給食栄養管理嘱託員		1 区立の小・中学校及び学校給食調理場等における学校給食の実施に必要な計画の作成及び学校給食の指導に関すること。 2 区立の小・中学校及び学校給食調理場等における学校給食の実施に必要な献立の作成、栄養の管理並びに安全及び衛生管理に関すること。 3 区立の小・中学校及び学校給食調理場等における学校給食の実施に必要な物資の発注及び管理に関すること。		学校給食栄養管理嘱託員		1 区立の小・中学校及び学校給食調理場等における学校給食の実施に必要な計画の作成及び学校給食の指導に関すること。 2 区立の小・中学校及び学校給食調理場等における学校給食の実施に必要な献立の作成、栄養の管理並びに安全及び衛生管理に関すること。 3 区立の小・中学校及び学校給食調理場等における学校給食の実施に必要な物資の発注及び管理に関すること。	
学校給食栄養管理嘱託員（指導員）		1 区立の小・中学校及び学校給食調理場等における巡回及び学校給食の調理作業状況等についての指導に関すること。 2 栄養教諭又は学校栄養職員の指導及び育成に関すること。		学校給食栄養管理嘱託員（指導員）		1 区立の小・中学校及び学校給食調理場等における巡回及び学校給食の調理作業状況等についての指導に関すること。 2 栄養教諭又は学校栄養職員の指導及び育成に関すること。	

改正後			改正前		
		3 参考となる献立の作成に関すること。 4 栄養教諭又は学校栄養職員が一時的に不在となっている区立の小・中学校及び学校給食調理場等における学校給食の実施に係る支援に関すること。 5 区立の小・中学校及び学校給食調理場等における安全及び衛生管理に係る助言に関すること。			3 参考となる献立の作成に関すること。 4 栄養教諭又は学校栄養職員が一時的に不在となっている区立の小・中学校及び学校給食調理場等における学校給食の実施に係る支援に関すること。 5 区立の小・中学校及び学校給食調理場等における安全及び衛生管理に係る助言に関すること。
就学相談員		1 幼児、児童及び生徒の就学上の相談に関すること。 2 前号に掲げるもののほか、委員会が就学相談活動上必要と認めたこと。	就学相談員		1 幼児、児童及び生徒の就学上の相談に関すること。 2 前号に掲げるもののほか、委員会が就学相談活動上必要と認めたこと。
特別支援学級支援員		1 特別支援学級の児童及び生徒の安全管理に関すること。 2 特別支援学級の教育活動上必要な援助に関すること。 3 特別支援学級の生活指導上必要な援助に関すること。 4 前3号に掲げるもののほか、委員会が学校運営上必要と認めたこと。	特別支援学級支援員		1 特別支援学級の児童及び生徒の安全管理に関すること。 2 特別支援学級の教育活動上必要な援助に関すること。 3 特別支援学級の生活指導上必要な援助に関すること。 4 前3号に掲げるもののほか、委員会が学校運営上必要と認めたこと。
図書館嘱託員		図書等の貸出し及び整理業務等の図書館業務に関すること。	図書館嘱託員		図書等の貸出し及び整理業務等の図書館業務に関すること。
図書館業務員		図書等の整理業務等の図書館業務の補助に関すること。	図書館業務員		図書等の整理業務等の図書館業務の補助に関すること。
学校警備嘱託員		1 学校内外の警備業務（防犯、防火等の業務をいう。以下同じ。）に関すること。 2 学校開放時における施設管理、手続事務	学校警備嘱託員		1 学校内外の警備業務（防犯、防火等の業務をいう。以下同じ。）に関すること。 2 学校開放時における施設管理、手続事務

改正後			改正前		
		等に関する事。 3 委員会が学校運営上必要と認めた事。			等に関する事。 3 委員会が学校運営上必要と認めた事。
学校業務嘱託員	1 登下校、学校行事等における学童の交通安全誘導に関する事。 2 学校施設の維持管理その他学校運営に係る軽作業に関する事。 3 委員会が学校運営上必要と認めた事。		学校業務嘱託員	1 登下校、学校行事等における学童の交通安全誘導に関する事。 2 学校施設の維持管理その他学校運営に係る軽作業に関する事。 3 委員会が学校運営上必要と認めた事。	
幼稚園業務嘱託員	1 区立の幼稚園又は認定こども園における環境の整備その他の用務に関する事。 2 委員会が区立の幼稚園又は認定こども園の運営上必要と認めた事。		幼稚園業務嘱託員	1 区立の幼稚園又は認定こども園における環境の整備その他の用務に関する事。 2 委員会が区立の幼稚園又は認定こども園の運営上必要と認めた事。	
教育支援スクールソーシャルワーカー	1 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校（以下この項において「区立学校」という。）における深刻な問題、苦情等への早期対応を図るための区立学校及び関係機関との連携及び調整に関する事。 2 区立学校における幼児、児童及び生徒の健全育成に係る支援体制の構築及び調整に関する事。 3 健全育成に係る課題を抱える区立学校の幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関する事。 4 区立学校の教職員、保護者等への幼児、児童及び生徒の健全育成に係る支援、相談及び情報の提供に関する事。		教育支援スクールソーシャルワーカー	1 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校（以下この項において「区立学校」という。）における深刻な問題、苦情等への早期対応を図るための区立学校及び関係機関との連携及び調整に関する事。 2 区立学校における幼児、児童及び生徒の健全育成に係る支援体制の構築及び調整に関する事。 3 健全育成に係る課題を抱える区立学校の幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関する事。 4 区立学校の教職員、保護者等への幼児、児童及び生徒の健全育成に係る支援、相談及び情報の提供に関する事。	
学芸研究員	1 文化財の保存及び活用に係る調査、研究及び普及啓発並びにこれらの指導及び助言に関する事。		学芸研究員	1 文化財の保存及び活用に係る調査、研究及び普及啓発並びにこれらの指導及び助言に関する事。	

改正後			改正前		
		2 文化財に関する資料の収集及び整理に関すること。 3 郷土資料館の資料に係る調査及び研究並びにこれらの指導及び助言に関すること。 4 郷土資料館の資料の収集、整理、保管及び展示に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めたこと。			2 文化財に関する資料の収集及び整理に関すること。 3 郷土資料館の資料に係る調査及び研究並びにこれらの指導及び助言に関すること。 4 郷土資料館の資料の収集、整理、保管及び展示に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めたこと。
社会教育指導員	社会教育主事を補助し、社会教育の振興を図るために必要な事項の指導及び助言に関すること。		社会教育指導員	社会教育主事を補助し、社会教育の振興を図るために必要な事項の指導及び助言に関すること。	
学校給食栄養管理補助員	栄養教諭又は学校栄養職員の補助に関すること。		学校給食栄養管理補助員	栄養教諭又は学校栄養職員の補助に関すること。	
学校給食事務補助員	学校給食の実施に伴う事務補助に関すること。		学校給食事務補助員	学校給食の実施に伴う事務補助に関すること。	
非常勤講師	区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における幼児、児童及び生徒の授業等の指導に関すること。		非常勤講師	区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における幼児、児童及び生徒の授業等の指導に関すること。	
学校警備補助員	1 学校内外の警備業務の補助に関すること。 2 学校開放時における施設管理、手続事務等の補助に関すること。 3 委員会が学校運営上必要と認めたこと。		学校警備補助員	1 学校内外の警備業務の補助に関すること。 2 学校開放時における施設管理、手続事務等の補助に関すること。 3 委員会が学校運営上必要と認めたこと。	
学校業務補助員	1 登下校、学校行事等における学童の交通安全誘導の補助に関すること。 2 学校施設の維持管理その他学校運営に係る軽作業の補助に関すること。 3 委員会が学校運営上必要と認めたこと。		学校業務補助員	1 登下校、学校行事等における学童の交通安全誘導の補助に関すること。 2 学校施設の維持管理その他学校運営に係る軽作業の補助に関すること。 3 委員会が学校運営上必要と認めたこと。	

改正後			改正前		
幼稚園業務補助員	1 区立の幼稚園又は認定こども園における環境の整備その他の用務の補助に関すること。 2 委員会が区立の幼稚園又は認定こども園の運営上必要と認めたこと。		幼稚園業務補助員	1 区立の幼稚園又は認定こども園における環境の整備その他の用務の補助に関すること。 2 委員会が区立の幼稚園又は認定こども園の運営上必要と認めたこと。	
学校事務嘱託員	1 区立の小・中学校における文書、財務、給与等の事務に関すること。 2 委員会が学校運営上必要と認めたこと。		学校事務嘱託員	1 区立の小・中学校における文書、財務、給与等の事務に関すること。 2 委員会が学校運営上必要と認めたこと。	
学校事務アシスタント	1 区立の小・中学校に関する事務のうち、文書、財務、給与等に係るものの補助を行うこと。 2 委員会が学校運営上必要と認めたこと。		学校事務アシスタント	1 区立の小・中学校に関する事務のうち、文書、財務、給与等に係るものの補助を行うこと。 2 委員会が学校運営上必要と認めたこと。	
教育相談専門指導員	1 教育相談全般に係る専門的見地からの指導及び助言並びに調査及び研究に関すること。 2 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における特別支援教育への支援に関すること。		教育相談専門指導員	1 教育相談全般に係る専門的見地からの指導及び助言並びに調査及び研究に関すること。 2 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における特別支援教育への支援に関すること。	
主任教育相談員	1 教育相談室の運営及び心理教育相談員への援助に関すること。 2 幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関すること。 3 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。 4 家に閉じこもりの状態にある児童及び生徒並びにその保護者への援助をするメンタルフレンドの指導及び監督に関すること。		主任教育相談員	1 教育相談室の運営及び心理教育相談員への援助に関すること。 2 幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関すること。 3 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。 4 家に閉じこもりの状態にある児童及び生徒並びにその保護者への援助をするメンタルフレンドの指導及び監督に関すること。	

改正後			改正前		
		5 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における特別支援教育への支援に関すること。			5 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における特別支援教育への支援に関すること。
スクールソーシャルワーカー	1 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校（以下この項において「区立学校」という。）における幼児、児童及び生徒の健全育成のための関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整に関すること。 2 区立学校における幼児、児童及び生徒の健全育成に係る支援体制の構築及び調整に関すること。 3 健全育成に係る課題を抱える区立学校の幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関すること。 4 区立学校の教職員、保護者等への幼児、児童及び生徒の健全育成に係る支援、相談及び情報の提供に関すること。 5 家に閉じこもりの状態にある児童及び生徒並びにその保護者への援助をするメンタルフレンドの指導及び監督に関すること。		スクールソーシャルワーカー	1 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校（以下この項において「区立学校」という。）における幼児、児童及び生徒の健全育成のための関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整に関すること。 2 区立学校における幼児、児童及び生徒の健全育成に係る支援体制の構築及び調整に関すること。 3 健全育成に係る課題を抱える区立学校の幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関すること。 4 区立学校の教職員、保護者等への幼児、児童及び生徒の健全育成に係る支援、相談及び情報の提供に関すること。 5 家に閉じこもりの状態にある児童及び生徒並びにその保護者への援助をするメンタルフレンドの指導及び監督に関すること。	
ほっとスクール指導員	心理的理由等により不登校の状態にある児童及び生徒への指導及び援助に関すること。		ほっとスクール指導員	心理的理由等により不登校の状態にある児童及び生徒への指導及び援助に関すること。	
自然教育指導員	自然体験学習の指導に関すること。		自然教育指導員	自然体験学習の指導に関すること。	
幼稚園・認定こども園事務補助員	1 区立の幼稚園又は認定こども園に係る事務の補助に関すること。 2 委員会が区立の幼稚園又は認定こども園の運営上必要と認めたこと。		幼稚園・認定こども園事務補助員	1 区立の幼稚園又は認定こども園に係る事務の補助に関すること。 2 委員会が区立の幼稚園又は認定こども園の運営上必要と認めたこと。	
認定こども園事	1 区立の認定こども園に係る事務の補助に		認定こども園事	1 区立の認定こども園に係る事務の補助に	

改正後			改正前		
務補助員	関すること。 2 委員会が区立の認定こども園の運営上必要と認めたこと。		務補助員	関すること。 2 委員会が区立の認定こども園の運営上必要と認めたこと。	
幼稚園・認定こども園補助員（介助）	1 区立の幼稚園又は認定こども園における配慮を要する園児の介助等に関すること。 2 委員会が区立の幼稚園又は認定こども園の運営上必要と認めたこと。		幼稚園・認定こども園補助員（介助）	1 区立の幼稚園又は認定こども園における配慮を要する園児の介助等に関すること。 2 委員会が区立の幼稚園又は認定こども園の運営上必要と認めたこと。	
認定こども園保育員	1 区立の認定こども園における保育業務に関すること。 2 委員会が区立の認定こども園の運営上必要と認めたこと。		認定こども園保育員	1 区立の認定こども園における保育業務に関すること。 2 委員会が区立の認定こども園の運営上必要と認めたこと。	
認定こども園嘱託介助員	1 区立の認定こども園における配慮を要する園児の介助等に関すること。 2 区立の幼稚園又は認定こども園補助員（介助）の職務指導に関すること。 3 委員会が区立の認定こども園の運営上必要と認めたこと。		認定こども園嘱託介助員	1 区立の認定こども園における配慮を要する園児の介助等に関すること。 2 区立の幼稚園又は認定こども園補助員（介助）の職務指導に関すること。 3 委員会が区立の認定こども園の運営上必要と認めたこと。	
認定こども園保育支援員	1 区立の認定こども園における保育業務の補助に関すること。 2 区立の認定こども園における配慮を要する園児の介助等に関すること。 3 委員会が区立の認定こども園の運営上必要と認めたこと。		認定こども園保育支援員	1 区立の認定こども園における保育業務の補助に関すること。 2 区立の認定こども園における配慮を要する園児の介助等に関すること。 3 委員会が区立の認定こども園の運営上必要と認めたこと。	
幼稚園教育嘱託員	1 区立の幼稚園又は認定こども園における預かり保育に関すること。 2 区立の幼稚園又は認定こども園における教育課程に係る教育活動の補助に関すること。		幼稚園教育嘱託員	1 区立の幼稚園又は認定こども園における預かり保育に関すること。 2 区立の幼稚園又は認定こども園における教育課程に係る教育活動の補助に関すること。	

改正後			改正前		
		3 委員会が区立の幼稚園又は認定こども園の運営上必要と認めたこと。			3 委員会が区立の幼稚園又は認定こども園の運営上必要と認めたこと。
預かり保育補助員		1 区立の幼稚園における預かり保育に関すること。 2 委員会が区立の幼稚園の運営上必要と認めたこと。	預かり保育補助員		1 区立の幼稚園における預かり保育に関すること。 2 委員会が区立の幼稚園の運営上必要と認めたこと。
教育支援嘱託員		区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における学校経営の支援等に関すること。	教育支援嘱託員		区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における学校経営の支援等に関すること。
養護教諭（代替）		養護教諭が一時的に不在となっている区立の小・中学校における児童及び生徒への養護に関すること。	養護教諭（代替）		養護教諭が一時的に不在となっている区立の小・中学校における児童及び生徒への養護に関すること。
学びの多様化学校（不登校特例校）分教室養護教諭		学びの多様化学校（不登校特例校）分教室における生徒への養護に関すること。	学びの多様化学校（不登校特例校）分教室養護教諭		学びの多様化学校（不登校特例校）分教室における生徒への養護に関すること。
学校医療的ケア看護師		区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における幼児、児童及び生徒への医療的ケアの実施に関すること。	学校医療的ケア看護師		区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における幼児、児童及び生徒への医療的ケアの実施に関すること。
スクール・サポート・スタッフ		区立の小・中学校の教員の業務（管理職の業務並びに児童及び生徒の指導に関する業務を除く。）のうち、委員会が補助させる必要があると認めたこと。	スクール・サポート・スタッフ		区立の小・中学校の教員の業務（管理職の業務並びに児童及び生徒の指導に関する業務を除く。）のうち、委員会が補助させる必要があると認めたこと。
歴史専門調査員		1 歴史及び史料の調査及び研究並びにこれらの成果の普及啓発に関すること。 2 史料の収集、保存及び整理に関すること。 3 歴史の研究、文化財の保護及び普及啓発並びにこれらの指導及び助言を行うこと。 4 前3号に掲げるもののほか、委員会が歴	歴史専門調査員		1 歴史及び史料の調査及び研究並びにこれらの成果の普及啓発に関すること。 2 史料の収集、保存及び整理に関すること。 3 歴史の研究、文化財の保護及び普及啓発並びにこれらの指導及び助言を行うこと。 4 前3号に掲げるもののほか、委員会が歴

改正後			改正前		
		史及び史料の調査及び研究並びに文化財の保護のために必要と認めたこと。			史及び史料の調査及び研究並びに文化財の保護のために必要と認めたこと。
新ＢＯＰ事務局長	1 新ＢＯＰの管理及び運営に関すること。 2 児童の放課後における遊びの推進及びその安全の確保に関すること。 3 児童の放課後における遊びの状況等の把握及び当該遊びの状況等における家庭との連絡に関すること。 4 新ＢＯＰの運営に係る区立の小学校及び関係機関との連携及び調整に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、委員会が新ＢＯＰの運営上必要と認めたこと。		新ＢＯＰ事務局長	1 新ＢＯＰの管理及び運営に関すること。 2 児童の放課後における遊びの推進及びその安全の確保に関すること。 3 児童の放課後における遊びの状況等の把握及び当該遊びの状況等における家庭との連絡に関すること。 4 新ＢＯＰの運営に係る区立の小学校及び関係機関との連携及び調整に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、委員会が新ＢＯＰの運営上必要と認めたこと。	
就学援助費・就学奨励費事務補助員	就学援助費及び就学奨励費に係る事務の補助に関すること。		就学援助費・就学奨励費事務補助員	就学援助費及び就学奨励費に係る事務の補助に関すること。	
就学事務補助員	就学事務の補助に関すること。		就学事務補助員	就学事務の補助に関すること。	
教育指導課事務補助員	1 人事事務の補助に関すること。 2 前号に掲げるもののほか、委員会が教育指導課の事務のうち補助の必要があると認めたこと。		教育指導課事務補助員	1 人事事務の補助に関すること。 2 前号に掲げるもののほか、委員会が教育指導課の事務のうち補助の必要があると認めたこと。	
日勤講師	区立の小・中学校における児童及び生徒の授業等の指導、進路指導、生活指導その他の教育に係る指導に関すること。		日勤講師	区立の小・中学校における児童及び生徒の授業等の指導、進路指導、生活指導その他の教育に係る指導に関すること。	
副校長補佐	副校長の業務の支援に関すること。		副校長補佐	副校長の業務の支援に関すること。	
<u>学級経営支援教員</u>	<u>1 区立小学校における教員の学級経営に係る巡回指導に関すること。</u>				

改正後			改正前		
		<u>2 区立小学校における児童の授業等の指導、進路指導、生活指導その他の教育に係る指導に関すること。</u> <u>3 区立小学校における一時的な欠員代替業務に関すること。</u> <u>4 前3号に掲げるもののほか、委員会が区立小学校における教員の学級経営の支援の必要があると認めたこと。</u>			
	<u>三宿中学校夜間学級支援教員</u>	<u>区立三宿中学校における夜間学級業務の支援に関すること。</u>			

別表第2（第3条関係）

職	任用の資格等
スクールカウンセラー	別表第1に掲げるスクールカウンセラーの職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
学校包括支援員	別表第1に掲げる学校包括支援員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
心理教育相談員	別表第1に掲げる心理教育相談員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
教育相談員	別表第1に掲げる教育相談員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
伝統工芸指導員	別表第1に掲げる伝統工芸指導員の職務を遂行するために必要な識見、能力及び技能を有

別表第2（第3条関係）

職	任用の資格等
スクールカウンセラー	別表第1に掲げるスクールカウンセラーの職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
学校包括支援員	別表第1に掲げる学校包括支援員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
心理教育相談員	別表第1に掲げる心理教育相談員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
教育相談員	別表第1に掲げる教育相談員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
伝統工芸指導員	別表第1に掲げる伝統工芸指導員の職務を遂行するために必要な識見、能力及び技能を有

改正後		改正前	
	すると認められる者		すると認められる者
河口湖林間学園 管理補助員	1 別表第1に掲げる河口湖林間学園管理補助員の職務を遂行するために必要な識見、能力及び技能を有すると認められる者 2 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第2項に規定する第一種免許を所持している者	河口湖林間学園 管理補助員	1 別表第1に掲げる河口湖林間学園管理補助員の職務を遂行するために必要な識見、能力及び技能を有すると認められる者 2 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第2項に規定する第一種免許を所持している者
学校給食栄養管理 嘱託員	栄養士法（昭和22年法律第245号）第4条第2項に規定する栄養士免許証（以下「栄養士免許証」という。）を有する者	学校給食栄養管理 嘱託員	栄養士法（昭和22年法律第245号）第4条第2項に規定する栄養士免許証（以下「栄養士免許証」という。）を有する者
学校給食栄養管理 嘱託員（指導員）	栄養士免許証を有する者	学校給食栄養管理 嘱託員（指導員）	栄養士免許証を有する者
就学相談員	別表第1に掲げる就学相談員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	就学相談員	別表第1に掲げる就学相談員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
特別支援学級支援員	別表第1に掲げる特別支援学級支援員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	特別支援学級支援員	別表第1に掲げる特別支援学級支援員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
図書館嘱託員	別表第1に掲げる図書館嘱託員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	図書館嘱託員	別表第1に掲げる図書館嘱託員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
図書館業務員	別表第1に掲げる図書館業務員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	図書館業務員	別表第1に掲げる図書館業務員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
学校警備嘱託員	別表第1に掲げる学校警備嘱託員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者	学校警備嘱託員	別表第1に掲げる学校警備嘱託員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者

改正後		改正前	
学校業務嘱託員	別表第 1 に掲げる学校業務嘱託員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者	学校業務嘱託員	別表第 1 に掲げる学校業務嘱託員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者
幼稚園業務嘱託員	別表第 1 に掲げる幼稚園業務嘱託員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者	幼稚園業務嘱託員	別表第 1 に掲げる幼稚園業務嘱託員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者
教育支援スクールソーシャルワーカー	別表第 1 に掲げる教育支援スクールソーシャルワーカーの職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	教育支援スクールソーシャルワーカー	別表第 1 に掲げる教育支援スクールソーシャルワーカーの職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
学芸研究員	次の各号のいずれかに該当する者 1 博物館法（昭和26年法律第285号）第 5 条第 1 項各号に掲げる者 2 大学院修士課程修了者のうち、委員会が指定した科目を専攻しているもの	学芸研究員	次の各号のいずれかに該当する者 1 博物館法（昭和26年法律第285号）第 5 条第 1 項各号に掲げる者 2 大学院修士課程修了者のうち、委員会が指定した科目を専攻しているもの
社会教育指導員	次の各号のいずれかに該当する者 1 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下この項において「法」という。）第 9 条の 5 に規定する社会教育主事の講習の修了証書を有する者 2 法第 9 条の 4 第 3 号に規定する社会教育に関する科目の単位を修得した者 3 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第 4 条第 2 項に規定する教諭の普通免許状（以下「教諭普通免許状」という。）を有する者で、教育に関係のある職にあったもの 4 法第 9 条の 4 第 1 号ロに規定する職にあった期間又は同号ハに規定する業務に従事	社会教育指導員	次の各号のいずれかに該当する者 1 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下この項において「法」という。）第 9 条の 5 に規定する社会教育主事の講習の修了証書を有する者 2 法第 9 条の 4 第 3 号に規定する社会教育に関する科目の単位を修得した者 3 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第 4 条第 2 項に規定する教諭の普通免許状（以下「教諭普通免許状」という。）を有する者で、教育に関係のある職にあったもの 4 法第 9 条の 4 第 1 号ロに規定する職にあった期間又は同号ハに規定する業務に従事

改正後			改正前		
		した期間を通算した期間が３年以上ある者 ５ 前各号に掲げる者のほか、社会教育に関する知識及び経験を有すると認められる者			した期間を通算した期間が３年以上ある者 ５ 前各号に掲げる者のほか、社会教育に関する知識及び経験を有すると認められる者
学校給食栄養管理補助員		栄養士免許証を有する者	学校給食栄養管理補助員		栄養士免許証を有する者
学校給食事務補助員		別表第１に掲げる学校給食事務補助員の職務を遂行するために必要な能力及び技能を有すると認められる者	学校給食事務補助員		別表第１に掲げる学校給食事務補助員の職務を遂行するために必要な能力及び技能を有すると認められる者
非常勤講師		教諭普通免許状を有する者	非常勤講師		教諭普通免許状を有する者
学校警備補助員		別表第１に掲げる学校警備補助員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者	学校警備補助員		別表第１に掲げる学校警備補助員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者
学校業務補助員		別表第１に掲げる学校業務補助員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者	学校業務補助員		別表第１に掲げる学校業務補助員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者
幼稚園業務補助員		別表第１に掲げる幼稚園業務補助員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者	幼稚園業務補助員		別表第１に掲げる幼稚園業務補助員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者
学校事務嘱託員		別表第１に掲げる学校事務嘱託員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者	学校事務嘱託員		別表第１に掲げる学校事務嘱託員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者
学校事務アシスタント		別表第１に掲げる学校事務アシスタントの職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者	学校事務アシスタント		別表第１に掲げる学校事務アシスタントの職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者
教育相談専門指導員		別表第１に掲げる教育相談専門指導員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	教育相談専門指導員		別表第１に掲げる教育相談専門指導員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
主任教育相談員		別表第１に掲げる主任教育相談員の職務を遂	主任教育相談員		別表第１に掲げる主任教育相談員の職務を遂

改正後			改正前		
		行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者			行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
スクールソーシャルワーカー	別表第1に掲げるスクールソーシャルワーカーの職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者		スクールソーシャルワーカー	別表第1に掲げるスクールソーシャルワーカーの職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	
ほっとスクール指導員	別表第1に掲げるほっとスクール指導員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者		ほっとスクール指導員	別表第1に掲げるほっとスクール指導員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	
自然教育指導員	別表第1に掲げる自然教育指導員の職務を遂行するために必要な知識及び技能を有すると認められる者		自然教育指導員	別表第1に掲げる自然教育指導員の職務を遂行するために必要な知識及び技能を有すると認められる者	
幼稚園・認定こども園事務補助員	別表第1に掲げる幼稚園・認定こども園事務補助員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者		幼稚園・認定こども園事務補助員	別表第1に掲げる幼稚園・認定こども園事務補助員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	
認定こども園事務補助員	別表第1に掲げる認定こども園事務補助員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者		認定こども園事務補助員	別表第1に掲げる認定こども園事務補助員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	
幼稚園・認定こども園補助員（介助）	別表第1に掲げる幼稚園・認定こども園補助員（介助）の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者		幼稚園・認定こども園補助員（介助）	別表第1に掲げる幼稚園・認定こども園補助員（介助）の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	
認定こども園保育員	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6各号のいずれかに該当し、保育士となる資格（以下「保育士資格」という。）を有する者		認定こども園保育員	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6各号のいずれかに該当し、保育士となる資格（以下「保育士資格」という。）を有する者	
認定こども園嘱託介助員	教諭普通免許状若しくは保育士資格を有する者又は別表第1に掲げる認定こども園嘱託介助員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者		認定こども園嘱託介助員	教諭普通免許状若しくは保育士資格を有する者又は別表第1に掲げる認定こども園嘱託介助員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	

改正後		改正前	
認定こども園保育支援員	教諭普通免許状若しくは保育士資格を有する者又は別表第1に掲げる認定こども園保育支援員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	認定こども園保育支援員	教諭普通免許状若しくは保育士資格を有する者又は別表第1に掲げる認定こども園保育支援員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
幼稚園教育嘱託員	教諭普通免許状若しくは保育士資格を有する者又はこれらと同等の資格等を有すると認められる者	幼稚園教育嘱託員	教諭普通免許状若しくは保育士資格を有する者又はこれらと同等の資格等を有すると認められる者
預かり保育補助員	教諭普通免許状若しくは保育士資格を有する者又はこれらと同等の資格等を有すると認められる者	預かり保育補助員	教諭普通免許状若しくは保育士資格を有する者又はこれらと同等の資格等を有すると認められる者
教育支援嘱託員	別表第1に掲げる教育支援嘱託員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者	教育支援嘱託員	別表第1に掲げる教育支援嘱託員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者
養護教諭（代替）	教育職員免許法第4条第2項に規定する養護教諭の普通免許状を有する者	養護教諭（代替）	教育職員免許法第4条第2項に規定する養護教諭の普通免許状を有する者
学びの多様化学校（不登校特例校）分教室養護教諭	教育職員免許法第4条第2項に規定する養護教諭の普通免許状を有する者	学びの多様化学校（不登校特例校）分教室養護教諭	教育職員免許法第4条第2項に規定する養護教諭の普通免許状を有する者
学校医療的ケア看護師	1 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条第3項に規定する免許を受けた者 2 別表第1に掲げる学校医療的ケア看護師の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	学校医療的ケア看護師	1 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条第3項に規定する免許を受けた者 2 別表第1に掲げる学校医療的ケア看護師の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
スクール・サポート・スタッフ	別表第1に掲げるスクール・サポート・スタッフの職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	スクール・サポート・スタッフ	別表第1に掲げるスクール・サポート・スタッフの職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者

改正後			改正前		
歴史専門調査員	別表第 1 に掲げる歴史専門調査員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者		歴史専門調査員	別表第 1 に掲げる歴史専門調査員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	
新 B O P 事務局長	別表第 1 に掲げる新 B O P 事務局長の職務を遂行するために必要な能力を有すると認められる者で、小・中学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭若しくは教諭の経験を有するもの若しくはこれと同等以上の知識及び経験を有すると認められるもの又は地域における青少年健全育成等の活動経験を有するもの		新 B O P 事務局長	別表第 1 に掲げる新 B O P 事務局長の職務を遂行するために必要な能力を有すると認められる者で、小・中学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭若しくは教諭の経験を有するもの若しくはこれと同等以上の知識及び経験を有すると認められるもの又は地域における青少年健全育成等の活動経験を有するもの	
就学援助費・就学奨励費事務補助員	別表第 1 に掲げる就学援助費・就学奨励費事務補助員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者		就学援助費・就学奨励費事務補助員	別表第 1 に掲げる就学援助費・就学奨励費事務補助員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	
就学事務補助員	別表第 1 に掲げる就学事務補助員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者		就学事務補助員	別表第 1 に掲げる就学事務補助員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	
教育指導課事務補助員	別表第 1 に掲げる教育指導課事務補助員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者		教育指導課事務補助員	別表第 1 に掲げる教育指導課事務補助員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	
日勤講師	別表第 1 に掲げる日勤講師の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者		日勤講師	別表第 1 に掲げる日勤講師の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	
副校長補佐	別表第 1 に掲げる副校長補佐の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者		副校長補佐	別表第 1 に掲げる副校長補佐の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	

改正後			改正前		
<u>学級経営支援教員</u>	<u>別表第 1 に掲げる学級経営支援教員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者</u>				
<u>三宿中学校夜間学級支援教員</u>	<u>別表第 1 に掲げる三宿中学校夜間学級支援教員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者</u>				